

# 南海大地震に備えて ～高知県民への手軽な地震保険の提案～

学籍番号1120301 氏名 窪内結賀  
高知工科大学工学部社会システム工学科

近年、世界各地で大規模な地震が発生し、大きな被害をもたらしている。2011年3月11日には、東日本大震災が起これ、今もなお復興作業が続いている。高知県では、今後30年以内に60%程度の確率で南海地震が発生すると予想されている。地震が発生によって失われた家財の再購入や家屋の再建に必要な資金を確保するため、地震保険はが必要となってくる。しかし、地震保険は、各都道府県で掛け金が違い高額であり、補償額も低いといった問題があり、加入率は低い。本研究は南海大地震に対応すべく、現在の地震保険の持つ問題点を分析し有効な地震保険システムの提案を試みる。

**Key Words: casualty insurance, earthquake insurance, a tsunami, improvement of policyholder**

## 1. はじめに

### 1.1 研究背景

高知県では、今後30年以内に60%程度の確率で南海大地震が発生すると予想されている。地震の規模はM8.4前後、県内全域で震度5強から6強と予想されている。そして、2011年3月11日には東日本大震災が起これ地震対応の重要性が叫ばれている。震災対応は防災や減災といった観点からその対策が検討されているが、災害から完全に生命や財産を守ることは不可能に近い。こういった観点化から「保険」というシステムが生まれてくることになる。2011年3月11日の東日本大震災では地震だけではなく津波により甚大な災害が発生した。しかし保険の適用に関する問題が顕在化した。現状の保険制度の見直しの必要性を求められている。

### 1.2 目的

日本は地震国であり、東日本大震災以降、さらに地震保険への関心も高まっている。しかし、地震保険は火災保険とセットでなければ加入できず、また火災保険とセットであるにもかかわらず、地震保険金を受け取る際には同時に火災保険金を受け取ることはできない。さらに問題なのが、各都道府県で地震保険料の掛け金が違い、高額であり、加入率が低いということである。保険加入額は加入者の数と反比例の関係にある。加入者が増加すれば保険額も低下する。本研究では、保険システムの本来の機能を掘下げ、実態に即した地震・津波災害保険システムの構築に必要な条件を見出す。

## 2. 保険システムについて

### 2.1 保険システムの論理

保険とは、将来起こるかもしれない危険に対し、予測される事故発生確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の精神から生まれた助け合いの制度である。私たちを取りまくさまざまな事故や災害から生命や財産を守る為のもっとも合理的な防衛策のひとつである。

### 2.2 損害保険の種類

風水害などの自然災害や自動車の衝突事故など、偶然な事故により生じた損害を補償するのが目的であり、保険会社が予想する損害率に応じて保険料が定められる。大きく分けて、自動車保険や火災保険などのノンマリン分野と、貨物保険や船舶保険などのマリン分野とがある。その中のノンマリン分野の中の火災保険の中に地震保険が含まれる。

#### 1) ノンマリン分野

- |                                 |   |         |
|---------------------------------|---|---------|
| <input type="checkbox"/> 火災保険   | ➔ | ・地震保険   |
| <input type="checkbox"/> 自動車保険  |   | ・住宅火災保険 |
| <input type="checkbox"/> 傷害保険   |   | ・住宅総合保険 |
| <input type="checkbox"/> 所得補償保険 |   | ・普通火災保険 |
| <input type="checkbox"/> 医療費用保険 |   | ・店舗総合保険 |
| <input type="checkbox"/> 介護費用保険 |   | ・団地保険   |
| <input type="checkbox"/> 賠償責任保険 |   |         |

#### 2) マリン分野

海上保険のことを言い、大きく分けて貨物保険と船舶保険にわかれている。

貨物保険とは、貨物を保険の目的とする保険種類のこと。貨物保険の填補範囲には、一般的に分損不担保、分損担保、オール・リスクの3条件がある。

分損不担保は、全損および積載船舶の沈没、火災、爆発、他船との衝突によって、貨物に生じた分損を

基本的に担保する条件であり、分損担保は、分損不担保によるてん補範囲のほか、暴風雨や荒天に遭遇した場合に被る分損をも、あわせて填補する。また、オール・リスクでは、輸送の遅延、貨物の固有の欠損または性質による損害を除き、およそ危険の発生が、外的、偶発的であるかぎり、すべてを担保する。

船舶保険は、海上での船舶の沈没・転覆等の災害を補償するもの。補償範囲、危険の状態で様々な種類が用意されている。この中の第6種条件を契約することによって、地震・津波・落雷・噴火の修繕費が支払われることになる。ただし、原則100トン以上の鋼製船舶を対象としている。

### 3. 地震・津波災害に関連した保険

#### 3.1 地震保険

##### 1) 地震保険の歴史

火災保険約款では、通常地震・火災・噴火によって生じた火災による損害を免責事由としているため、1923年9月1日の関東大震災や1964年6月16日の新潟地震の場合などで、火災保険は罹災者救済策として役立たなかった。そこで地震保険の創設に対する社会的要望が高まり、1966年から地震保険に関する法律と地震再保険特別会計法が施行されることになり、地震保険が実現した。

##### 2) 地震保険

地震による災害で発生した損失を補償する保険。なお、地震で発生した火災は火災保険で補償されない。日本では1995年の阪神・淡路大震災以降加入の動きが広まった。地震保険は、被災者の生活の安定を目的としており、地震保険の対象は、居住用の建物と家財である。火災保険でカバーされていない「地震を原因とする火災による損害」や「地震により延焼・拡大した損害」に対して補償される。基本となる地震保険は、保険会社が異なっても内容は同じであり、一律の制度となっている。

##### 3) 地震保険の補償内容

地震保険では地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接・間接の原因とする、火災・損壊・埋没・流出によって、保険の対象について生じた損害が下記支払内容の「全損」「半損」「一部損」に該当する場合に保険金を支払う。

#### 3.2 津波災害に対する地震保険

まず、水被害は大きく分けて地震等による津波と、台風等による高波がある。津波による被害は、地震保険が適用されるので、海岸線の近くに住む人などは火災保険に地震保険も附帯しておかなければ、万が一の時の安心には繋がらない。つまり、一般の火災保険では家屋や家財に直接的な損害を与えたのは同じ津波などであっても、その発生原因が地震の場合は、地震保険に加入してい

なければ、一切補償されない。

## 4. 地震・津波災害に関する保険加入の実態

### 4.1 地震保険の付帯率

地震保険の付帯率とは、ある一年間中に火災保険に加入した人の中で、地震保険にも加入した人の割合になっており、ここ数年の上位は下記表のようになっている。

表1 地震保険付帯率 <単位：%>

	2010年度		2009年度		2008年度
高知	75.9	高知	75.4	高知	72.6
宮城	68.7	宮城	66.9	愛知	63.3
愛知	64.6	愛知	64.2	宮城	62.9

地震保険の付帯率は、図のようにここ数年、高知県の加入率が一番であり、次に多いのが3月11日に震災が起こった宮城県、次に愛知県となっている。

### 4.2 地震保険の加入率

地震保険の世帯加入率とは、地震保険契約数を世帯数で割ったものであり、高知県と3月11日に震災が起こった宮城県、そして直下型地震が予想されている東京とで比較したものが、下記図のようになっている。

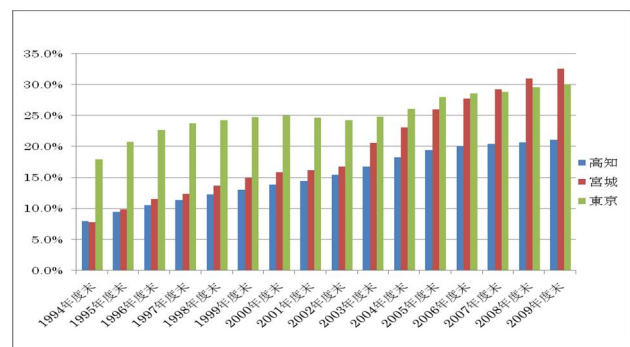


図1 地震保険世帯加入率

地震保険の付帯率では、高知県は一位であったが、世帯加入率では、宮城・東京より高知県は低く、高知県民の地震への意識はまだ低いように思う。

## 5. 地震保険料

### 5.1 保険料

地震保険は、所在地と建物の構造により異なる。所在地は、地震の危険度により都道府県別に金額がわかれており、建物の構造は、木造か非木造かの2つに区分されている。

## 5.2 保険金額（災害発生時の補償額）

現状の地震保険システムの補償額は火災保険の30～50%、かつ、建物：5,000万円、家財：1,000万円が限度となっている。

＜例＞火災保険の保険金額、建物：2,000万円、家財：1,000万円の場合

地震保険の保険金額

- ・建物：600～1,000万円
- ・家財：300～500万円

と、なる。もし、火災保険の保険金額、建物：2億円と設定していた場合でも、地震保険の保険金額は50%の1億円とはならず、5,000万円までしか保障されない。

## 5.3 都道府県別 地震保険料

地震保険料は都道府県によって金額が違い、イ構造とロ構造にわかれている。イ構造はマンションや、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等で、ロ構造は通常の木造建物である。

表2 都道府県別の地震保険料（上位）

保険金額 1000 万円 当たりの年間保険料（円）			
	都道府県	非木造	木造
1	東京都	16,900	31,300
2	神奈川県	16,900	31,300
3	静岡県	16,900	31,300
4	千葉県	16,900	30,600
5	愛知県	16,900	30,600
6	三重県	16,900	30,600
7	和歌山県	16,900	30,600
8	大阪府	10,500	18,800
9	埼玉県	10,500	18,800
10	徳島県	9,100	21,500
11	高知県	9,100	21,500
12	茨城県	9,100	18,800
13	山梨県	9,100	18,800
14	愛媛県	9,100	18,800
15	香川県	6,500	15,600
16	北海道	6,500	12,700

表2は、都道府県別の地震保険料を高順に1位から16位まで並べたものであり、注目すべきは首都圏の突出した掛け金の高さである。災害発生時の補償額を1,000万円としたとき、年間保険料は東京都、神奈川県、静岡県は（非木造）「16,900円」、（木造）「31,000円」でトップである。これに近郊の千葉が「16,900円／30,600円」と続く。これは、建物の密集度が大きく関係しているとみられる。静岡はマグニチュード7以上の大地震、いわゆる「東海地震」が今後30年間に80%以上の確率で発生すると予測されており、これらの情報の基に試算されているから

であると思われる。次に、紀伊半島沖から遠州灘にかけての海域で発生するとされる海溝型地震「東南海地震」。その被災が指摘される愛知、三重、和歌山も「16,900円／30,600円」と際立っている。この東南海地震の被害が、高知でもあると予想されている。

表3は表2の続きであり、府県の地震保険料を示したものである。

表3 都道府県別の地震保険料（下位）

保険金額 1000 万円 当たりの年間保険料（円）			
	都道府県	非木造	木造
17	岩手県	5,000	12,700
18	宮城県	6,500	12,700
19	新潟県	6,500	12,700
20	長野県	6,500	12,700
21	岐阜県	6,500	12,700
22	滋賀県	6,500	12,700
23	京都府	6,500	12,700
24	兵庫県	6,500	12,700
25	奈良県	6,500	12,700
26	岡山県	6,500	12,700
27	広島県	6,500	12,700
28	大分県	6,500	12,700
29	宮崎県	6,500	12,700
30	沖縄県	6,500	12,700
31	青森県	6,500	10,000
32	秋田県	5,000	10,000
33	山形県	5,000	10,000
34	福島県	5,000	10,000

この上の表から見ると、3・11で被災した宮城、岩手、福島の東北3県の保険料がそろって低く、これは、昨年11月25日以降見直しが行われていないからである。つまり、3・11以降のデータを反映したものではないので、新しい料率では数値が大きく変動する可能性がある。

この保険料率を決めている機関が非営利法人の損害保険料率算出機構（NLIRO）である。損害保険料率算出機構によると、国の地震調査研究推進本部が発表する地形・地盤・震源データ、地域ごとの建物状況・住宅の密集度を踏まえ、各保険会社の地震保険契約状況などをもとに料率を算出している。つまり、保険料率が高いほど地震の危険度が高まるということである。

## 6. 地震保険に関するアンケート

高知県での地震保険の加入率の伸び悩みの原因を明らかにするために以下のアンケートを実施した。

- ・調査目的：

- ・内容：
  - ・高知県民の地震保険の加入率
  - ・地震保険の認知度
  - ・加入するための条件
  - ・調査方法：知人等[40名へ配布]
- ・調査結果

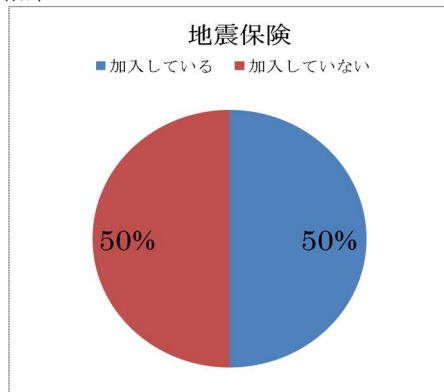


図2 高知県民の地震保険の加入率

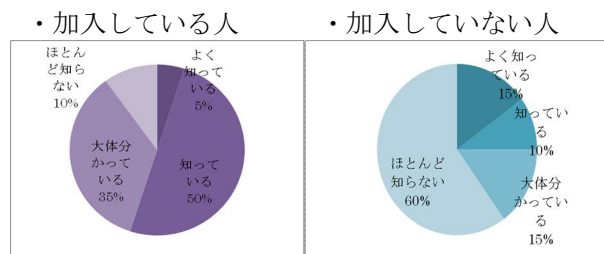


図3 地震保険の認知度

上記のグラフから、保険制度を知らないということが地震保険に加入していない理由の大きな原因と考えられる。

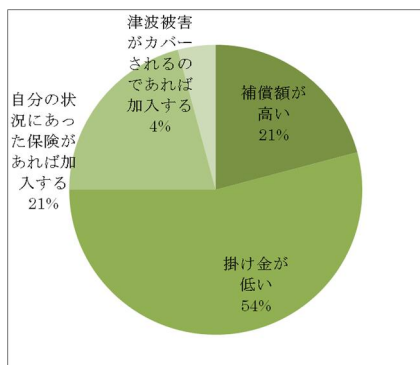


図4 加入するための条件

加入するための条件として、掛け金が高い・補償額が低いなどの金額に関する理由が多かったので、加入率を上げるためには、新しい保険制度の提案が必要となってくる。

## 7. 新たな損害保険システム構築の概念

### 7.1 現状の地震保険が抱える問題点

地震保険は万が一の備えとして、重要な保険の一つではあるが、他の保険に比べると加入率が上がらない原因として以下の事が考えられる。

- ①掛け金が高い
- ②補償額が低い

- ③地震保険だけで損壊した建物と同等の建物を建てることは難しい
- ④火災保険とセットでなければ加入できない
- ⑤火災保険とセットであるにもかかわらず、地震保険金を受け取るときに同時に火災保険金を受け取ることができない。
- ⑥各都道府県で地震保険料の掛け金が違い、高額である。

こういった原因を考えると、現状の地震保険では加入率の向上は望めないことになる。そこで、「手軽な地震保険」のコンセプトを提案していく。

### 7.2 提案

#### 1) 標高差を考慮した保険

標高15m以上の家を対象

- ・火災、倒壊に備える保険  
(地震が起きた時、振動で家が火災・倒壊した場合に保険金が支払われる)

標高10m～15mの間の家を対象とした保険

- ・津波、浸水、火災、倒壊すべてに備える保険  
(地震が起きた時、地震が原因で起こった全ての被害に対して保険金が支払われる)

標高10m以下の家を対象とした保険

- ・津波に備える保険  
(地震が起きた時に津波で家が全損・浸水した場合に保険金が支払われる)

#### 2) 損害補償対象物を特定できるシステム

現状の保険システムでは、車両・家財・小型船舶・家屋・農機具・人命など、保険対象物によって個別の保険に加入しなければならない。地震災害に関わる保険を一元化し加入者が自身の生活状況に合わせた入りたい保険の枠組みを自分で組み立てることのできる地震保険であれば加入率の向上に繋がると考える。

## 8. 結論

アンケートの結果からも、自分の状況や要求などの条件にあった保険があれば加入したいという意見も多かったので、新しく提案した地震保険であれば、加入していない人のニーズに答えることが可能であると考えられる。

さらに今回提案した新しい地震保険によって、高知県民の地震保険の加入率の向上に繋がり、高知県民の南海地震に対しての意識も高まり、災害に強い高知県へと発展していくと考えられる。

<参考文献>

産経新聞

<http://www.zakzak.co.jp/society/domestic/news/20111206/dms1112061624015-n1.htm>

日本損害保険協会

<http://www.sonpo.or.jp/>